# 有害物質使用特定施設等の構造等の規制

有害物質による地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設は、水質汚濁防止法に基づき構造等に関する基準の遵守、定期的な点検・記録が義務付けられています。

### 1. 地下水汚染未然防止対策の必要性と規制のしくみ

近年、工場・事業場が原因と推定される有害物質(※)による地下水汚染事例が、毎年継続的に全国で確認されています。地下水汚染を引き起こすこととなった有害物質の漏えい原因として、施設・設備等の老朽化、不適切な作業や設備の操作ミス等が大半を占めています。

地下水は一度汚染されるとその回復が困難であることから、地下水汚染の未然防止を図ることが何より重要です。このため、法により、有害物質を使用する施設等の構造、設備及び使用の方法の基準、定期点検の実施及び結果の記録等が定められています。

### ※有害物質一覧(法施行令第2条)

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル
- 9 トリクロロエチレン

- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1,2-ジクロロエタン
- 14 1,1-ジクロロエチレン
- 15 1,2-ジクロロエチレン
- 16 1,1,1-トリクロロエタン
- 17 1,1,2-トリクロロエタン
- 18 1,3-ジクロロプロペン
- 19 チウラム

- 20 シマジン
- 21 チオベンカルブ
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふっ素及びその化合物
- 26 アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 27 塩化ビニルモノマー
- 28 1,4-ジオキサン

## 水質汚濁防止法の制度

### 構造及び設備に関する基準

・施設本体、床面及び周囲、 付帯する配管・排水溝等に ついての基準

### 定期点検の義務

- ・定期点検の実施
- ・点検結果の記録、保存

### 使用の方法に関する基準

- ・有害物質を含む水に関する 作業方法等
- ・管理要領の策定



亀裂や破損による漏えい防止 漏えい時の地下浸透防止

従業員の作業ミス等防止

# 地下水汚染の未然防止

### 2. 対象施設

- ○有害物質使用特定施設 有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設(法第2条第8項)
- ○有害物質貯蔵指定施設 有害物質を含む液状のものを貯蔵する指定施設(法第5条第3項)

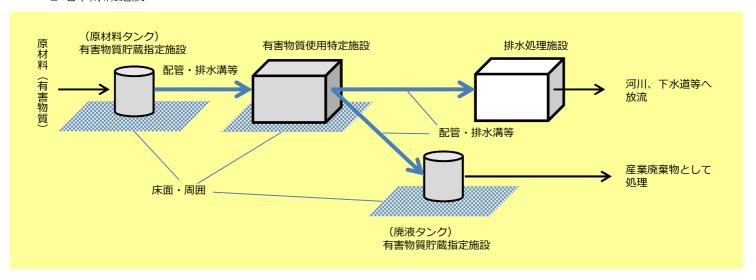


### **3. 構造等に関する基準**(法第12条の4)

(1) 構造及び設備に関する基準

対象施設に係る以下の部分について、有害物質を含んだ水が漏えいしない、あるいは漏えい時に地下への 浸透を防止する構造にすることが義務付けられています。

- ○対象施設の設置場所の床面及び周囲
- ○対象施設本体に付帯する配管、排水溝等(排水処理施設までの有害物質を含む水が流れる範囲)
- ○地下貯蔵施設



#### (2)使用の方法に関する基準

対象施設に係る作業及び運転は、以下のいずれにも適合する方法で行わねばなりません。また、その具体的な使用方法を記載した管理要領を策定しなければなりません。

- ① 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと
- ② 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認その他の施設の運転を行うために必要な措置を講ずること
- ③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること

【参考】管理要領等策定の手引き(環境省)URL:http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/kanri-tebiki01.pdf

### **4. 定期点検の義務**(法第14条第5項)

- (1)構造及び設備に関する点検
  - 3(1)の適用対象箇所は、定期的に有害物質を含む水の漏えい、亀裂・損傷がないかを、構造及び設備に応じた頻度で点検すること。
- (2)使用の方法に関する点検
  - 3(2)の使用の方法に関しては、対象施設を使用する従業員が管理要領を理解し、管理要領に従って作業を 行っているかについて定期的(年1回以上)に点検すること。
- (3)点検結果の記録及び保存

点検結果の記録においては、次の事項を記録し、3年間保存すること。

- ○点検を行った対象施設 ○点検年月日 ○点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ○点検の方法及び結果 ○点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容 ※定期点検以外であっても、対象施設の異常や漏えいが確認された場合には、直ちに補修その他の措置を講じ るとともにその記録を3年間保存してください。

### ※ 構造基準の詳細、必要な定期点検の内容は裏面を参照ください。